

企画提案仕様書

1 事業名

令和8年度 県産農林水産物輸出体制強化事業

2 事業期間

令和8年度～令和10年度

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

4 事業の背景及び目的

本県においては、成長著しい香港、シンガポール等アジア圏への地理的優位性から、加工品を中心として輸出に関する積極的な取組が行われている。

しかしながら県産農林水産物(一次加工品等を含む。以下同じ。)については、アジア諸国の生産品目と類似・競合すること、日本全体で輸出促進の取組が行われ地方間の競争が激化していること、安定的な輸出量の確保が困難であること、等の様々な課題を抱えている。

また、本県の農林水産物の主な輸出先は香港、シンガポール等に限られており、カントリーリスクの分散のための新たな市場開拓も課題となっている。

これらの課題に対応し、本事業では、輸出品目のプロモーション、県産農林水産物の定番化促進、輸出産地支援、海外プロ人材と協力した営業及び商流の強化等の取組を実施し、県産農林水産物の安定的な輸出体制を強化することにより、輸出促進を図る。

5 本事業の実施要件

- (1) 本事業の実施に当たっては、沖縄県海外事務所、沖縄県農林水産部水産課・糖業農産課・畜産課、沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課および同課で実施する沖縄国際物流ハブ関連事業の受託者等と密に情報交換を行い、効果的な連携を図ること。
- (2) 輸出先国は香港・シンガポール・新規市場(2カ国)とする。
- (3) 輸出品目は、シークワサー果汁、黒糖、紅いもペースト、もずく、マグロ、クルマ海老、海ぶどう等県産農林水産物とする(以下、「輸出品目」という。)

6 本事業の内容

次の(1)から(4)については、業務期間中(令和8年度～令和10年度)における各年度の取組内容(計画)及び年度別の概算見積りを提示すること。ただし、2年目、3年目の契約をあらかじめ約束するものではない。

(1) 輸出産地支援

① 生産地案内ツアーの実施

ア 香港、シンガポール、新規市場(2カ国)から海外バイヤー等を招聘し、沖縄県内で生産地案内ツアー(※少人数を想定)を各国1回以上提案すること。

イ 選定に当たっては、後述する「(2)県産農林水産物の定番化促進」の実施に関心のある海外バイヤー等を提案すること。

ウ 海外バイヤー等が輸出品目の理解をより深めるための具体的な取組を提案すること。

② 生産者等支援

ア 生産地案内ツアーを想定して生産者等を選定し、自社商品のプレゼンやPR方法など商談の際のポイントや心構え等、海外事情を理解させるための具体的な取組を各国1回以上提案すること。

(2) 県産農林水産物の定番化促進

香港、シンガポール、新規市場(2カ国)において、量販店等で県産農林水産物専用棚を設置した試食販売等の実施海外ECサイトに出品する等により、県産農林水産物の定番化につながる具体的な取組を各国1回以上提案すること。

(3) 輸出品目のブランド化

- ① 上記(1)～(2)に対する、輸出品目の海外向け商品のプレゼンやプロモーション方法を具体的に提案すること。
- ② 輸出品目のブランド化につながる手法として、販促ツール(ポスター、POP、パンフレット等)やデジタルプロモーション(SNS・現地ブロガー・ライブコマース)等を使った、輸出品目のプロモーション内容を具体的に提案すること。

(4) 海外プロ人材と協力した営業及び商流の強化

上記(1)～(3)の実施にあつては、海外のプロ人材を活用し現地の営業等で掴んだニーズを踏まえ、沖縄側で商品をリストアップ化して輸送コストと定番化可能な商品を選別した販路開拓を行うこと。

※「海外プロ人材」とは、海外(現地)のバイヤー、小売事業者、もしくはこれらと同等の業務を行うなど、現地の流通・商慣習に詳しく、またネットワークを有しており、県産農林水産物の販路拡大への貢献が期待できる人物を指します。

(5) 輸出体制強化に向けた提言

本事業の実施をとおして香港、シンガポール及び新規市場(2カ国)において、輸出品目の現状分析、流通・販売チャネルごとのマーケティング、顕在化した課題整理と効果的な輸出体制の強化に向けた提言を行うこと。

(6) 過年度事業のフォローアップ

過年度、本事業で構築した商流(生産者、輸出事業者、輸入事業者等)、取引が継続的に行われるよう具体的な支援策を提案すること。

(7) 沖縄県各海外事務所との連携

本事業の遂行にあつては、沖縄県各海外事務所(香港・シンガポール等)と緊密に情報共有・連携すること。

7 事業費の積算

提案に当たっては、総額15,335千円(税込)を上限として事業費を積算すること。

※令和9年度及び令和10年度においても、それぞれ総額15,335千円以内(消費税及び地方税を含む)で見積もること。

積算の費目は次のとおりとする。

- 直接人件費
- 直接経費(謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等)

- 一般管理費
- 消費税

※直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。

※単価、回数、人数等の積算内訳がわかるようにすること。

※一般管理費は、(直接人件費 + 直接経費 - 再委託費)の10%以内とする。

上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例:パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

8 事業報告書の提出

- (1) 委託事業終了の日までに、印刷製本された事業報告書(A4版)と概要版(A4版)を各10部提出すること。業績報告書・概要版は、個別企業名の入った非公表用の完全版を各3部提出することとし、残り各7部は公表用として個別企業名が特定される表記を避けて作成すること。
- (2) 上記(1)に係る電子記録 1式(①テキスト情報化したPDF形式)。
- (3) 報告物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル(文字コード:UTF-8(BOM 無し))も提出すること。(図・表等の集計前のデータを含む。)
 - ② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
 - ④ なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

9 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約金額の50%を超える業務、又は委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

ただし、事業実施の性質上、これにより難しい特別な事情がある場合は、予め県と協議した上で、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
- ③ イベント実施に係る荷物の輸送
- ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務
- ⑤ 商談・販促ツール(ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等)の制作

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

(4) その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約の履行にあたり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出(県基準を採用する場合)は次のとおり。

＜一般管理費の算出(県基準を採用する場合)＞

(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内

上記の一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例:パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等)

10 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に記載の内容及び事業費は企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書及び契約額とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が入選した場合においても、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (3) 業務遂行に当たり、受託者は県と緊密な連携を図り取り組まなければならない。
- (4) 事業の進捗について、毎翌月10日までに県に報告すること。また、海外事務所に対しても同様に報告すること。
- (5) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は県と受託者の双方が協議して定める。
- (7) 本委託業務を受託した者は、毎年年度末に県が実施する評価委員会において、実施状況が適切と認められる場合は、令和9年度から令和10年度の委託業務において県と特命随意契約の交渉を行うことができる。

【上記(7)の特命随意契約について】

- ① 各年度における県の予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としていることから、県議会において予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、もしくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがある。
- ② また、前年度の事業実施状況や評価委員会における意見及び当該年度における予算措置の状況を踏まえ、委託業務の内容や契約額が変わる可能性がある。